

工場緑地面積率について

地域経済の活性化と工場周辺地域の生活環境との調和等を図るため、兵庫県の環境の保全と創造に関する条例（以下、「県条例」という。）の対象工場並びに二見人工島に立地する工場立地法及び県条例の対象工場について、SDGsの三側面に配慮した取組として、工場緑地面積率の緩和と併せて、事業者による良質な緑地の形成やCO2排出量の削減、地域貢献活動の促進を図ろうとしています。

このたび、パブリックコメントを実施した上で、市の取組方針を決定しましたので報告いたします。

1 パブリックコメント

- (1) 実施期間 2024年1月5日（金）から2024年2月3日（土）まで
- (2) 提出件数 3人、7件
- (3) 主な意見 別紙1のとおり

2 取組方針

工場緑地について、地域経済の活性化と工場周辺地域の生活環境との調和、地球温暖化対策等を促進するため、次のとおり三側面の取組を進める。

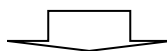
- ①経済面…緑地面積率の緩和により、敷地の利活用を図ることによって、生産性の向上や労働環境の改善、雇用の維持確保などを促進する。
- ②環境面…良質な緑地の形成を図ることで、緑地の持つ多面的な機能をより一層向上させるほか、CO2排出量の削減に向けた取組により、対策が急務となっている脱炭素社会の実現に向けた取組を促進する。
- ③社会面…事業者による地域貢献活動を通じて、地域社会との調和や融合を促進する。

(1) 緑地面積率の緩和

① 市街地の県条例対象工場

【現行】

敷地の規模	新設	敷地面積の増加	既設	新築・改築・増築
9,000㎡未満 5,000㎡以上	敷地面積の 20%以上	増加面積の 20%以上	空地面積の 20%以上	—
5,000㎡未満 1,000㎡以上				空地面積の 50%以上



【緩和後】

敷地の規模	新設	敷地面積の増加	既設	新築・改築・増築
9,000㎡未満 5,000㎡以上	敷地面積の 10%以上（準工） 5%以上（専・工業）		空地面積の 10%以上（準工） 5%以上（専・工業）	—
5,000㎡未満 1,000㎡以上				空地面積の 25%以上（準工） 12.5%以上（専・工業）

・緩和する率は、工場立地法に基づき市が定めている緑地面積率と同水準。

② 二見人工島の工場立地法及び県条例の対象工場

ア) 工場立地法対象工場

【現行】

緑地面積率	環境施設面積率
5%以上	10%以上



【緩和後】

緑地面積率	環境施設面積率
1%以上	1%以上

- ・地域未来投資促進法に基づき定めることができる面積率の下限
- ・同じ人工島の播磨町側における面積率と同水準

イ) 県条例対象工場

【現行】 上記アと同じ。

【緩和後】

敷地の規模	新設	敷地面積の増加	既設	新築・改築・増築
9,000 m ² 未満 5,000 m ² 以上	敷地面積の 1%以上		空地面積の 1%以上	—
5,000 m ² 未満 1,000 m ² 以上				空地面積の 2.5%以上

- ・緩和する率は、地域未来投資促進法に基づき市が定めようとしている緑地面積率と同水準

(2) 事業者による生活環境との調和等に関する取組の促進

① 「工場緑化等のガイドライン」の策定 **別紙2**

- ・対象は、工場立地法及び県条例の対象工場
- ・内容は、策定に至った背景や趣旨、具体的な取組指針と優良事例等を記載

《素案からの変更点》

- ・地域になじんだ生息域の樹木等を選定いただけるよう推奨木の一覧を掲載
- ・良質な緑地の形成やCO2排出量の削減に向けた県や市による事業者支援制度を掲載
- ・各窓口となる担当部署と連絡先を掲載

② 緑化アドバイザーの派遣制度の創設

- ・希望する事業者に対して、アドバイザー（緑化相談員）を派遣し、整備する樹木の選定や緑地の維持管理方法などのアドバイスを実施

③ 緑化に係る補助制度の創設（県の緑化補助事業に対する上乘せ）

- ・県民まちなみ緑化事業の対象となる取組に対して市が上乘せ補助（整備費用の1/4、補助上限125万円）を実施、R6年度予算案：625万円

《県民まちなみ緑化事業》

	駐車場の芝生化	屋上・壁面の緑化
対象面積	最小規模 100 m ² 以上 駐車場区画の緑化率 50%	最小規模 100 m ² 以上
対象経費	整備費用の 1/2	整備費用の 1/2
補助限度額	最大 250 万円 or 1 万円/m ² × 芝生化面積の低い方	最大 250 万円

④ 事業者用太陽光発電システム導入支援補助金の周知

- ・自家消費型、1kw 当たり 5 万円（上限 100 万円）、R6 年度予算案：300 万円

⑤ 優良な取組の情報発信と表彰制度の創設

- ・事業者が取り組む優良事例を市HPにより広報
- ・地域社会への貢献が顕著と認められる取組を行った事業者への表彰の実施
- ・市の緑化施策として、今後、事業者等が整備した緑地の質を評価、認証する制度の検討

3 今後のスケジュール

(1) 県条例対象工場（市内全域）

2024年 4月 市告示（県条例の基準緩和）、ガイドラインの策定その他の取組の実施

(2) 二見人工島の工場立地法及び県条例対象工場

2024年 6月 生活文化常任委員会報告
(地域未来投資促進法に基づく基本計画（素案）、条例（素案）)

2024年 7月 基本計画策定に係る法定協議会

2024年 8月 兵庫県との事前協議

2024年 9月 基本計画（案）の策定

2024年 10月 国へ基本計画の申請

2024年 12月 経済産業大臣による基本計画の同意

2025年 1月 パブリックコメント（条例案）

2025年 2月 明石市地域未来投資促進法地域準則条例の提案

2025年 4月 条例施行（工場立地法対象工場）、市告示（県条例対象工場）